

令和6年 能登半島地震 災害義援金の取り扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 寄付先 お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に配分されます。
- 取扱期限 2024年1月11日(木)～2024年6月28日(金)
- お振込先 信金中央金庫 本店
別段預金 能登半島地震災害義援金口
※振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。
- 振込手数料 無料(窓口でお取扱の場合)

※詳しくは窓口までおたずねください。

《 所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ 》
寄附金控除には、当金庫が発行する「振込依頼書の控え(振込金受取書)」または日本赤十字社が発行する受領証が必要となります。

日本赤十字社が発行する受領書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領書が郵送されます。

一日も早い復興をお祈りしております。

 大地みらい信用金庫

揭示期限 2024.6.28 (2024.1 作成)